

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弥栄福祉会（以下〔この法人〕という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)及び評議員選任・解任委員、運営協議会委員、苦情解決委員会の出席顧問、苦情調整委員の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、園長に準ずる旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額は法人負担として支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもつて、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成11年3月31日より施行する。

この規程の一部改定は、平成13年4月1日より施行する。

この規程の一部改定は、平成20年4月1日より施行する。

この規程の一部改定は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

	日 額
理事会への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(5) 運営協議会委員

	日 額
運営協議会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(6) 苦情解決委員会 (出席顧問・苦情調整委員)

	日 額
苦情解決委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

*日額は、税額控除後の額